

令和7年分 確定申告事前準備の手引き

必ずご確認ください

今回の確定申告より下記の対応とさせていただきます。

★サポートの順番繰り下げ

当日に決算書等の提出がない場合、サポートの順番を繰り下げる場合があります。

★事前相談のない会計ソフトの制限

1月までに帳簿確認を受けてない場合、10万円控除のサポートとする場合があります。



一般社団法人品川青色申告会

目 次

※この手引きは、2025年10月1日現在の法令に基づいて作成しています。

1. 決算申告サポートのご利用

◆確定申告に関するお知らせ	P.	4
◆決算・申告サポートの日程	P.	5
◆決算・申告サポートのご利用について	P.	6
◆仮決算書等の事前提出について	P.	7
◆確定申告書類の控えについて	P.	8

2. 確定申告に必要な書類

◆決算・申告サポート持ち物確認	P.	9
◆確定申告の重要な書類	P.	12
◆マイナンバーの提出	P.	12

3. その他

◆特殊な取引を行った場合	P.	13
◆税制の主な変更点等	P.	14

令和7年分の申告・納付期限

◆所得税確定申告

申告期限	令和8年3月16日（月）	
納付期限	振替納税以外	振替納税
	令和8年3月16日（月）	令和8年4月23日（木）

◆消費税確定申告

申告期限	令和8年3月31日（火）	
納付期限	振替納税以外	振替納税
	令和8年3月31日（火）	令和8年4月30日（木）

令和7年分確定申告に関するお知らせ

■ 決算・申告サポートはおひとり1時間以内です。



■ 2月、3月の決算・申告サポートは予約が必要です。

■ クラウドサービスを利用した事前提出を推奨しています。

■ 会計ソフト利用の方は、事前に入力チェックを受けてください。



■ 必要書類は早めに揃えられるものがあります。

確定申告に必要な書類は、一般的に1月下旬に揃うため混雑が見込まれます。
以下のものは1月初めから揃えることができ、早めに確定申告が可能です。

- ◆年金の源泉徴収票 (マイナポータルにて1月5日頃よりダウンロード可能)
- ◆国民健康保険料の支払額 (区役所等に問い合わせることで確認可能)

■ インボイス発行事業者の登録をした方は、消費税の確定申告が必要です。

所得税及び消費税の確定申告を行う方もサポート時間は1時間以内とさせていただきます。



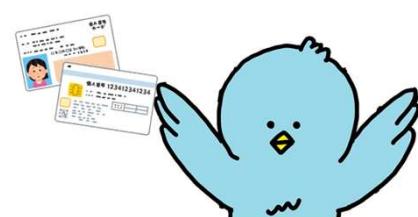
■ 確定申告書に押印されていた税務署の受付印が廃止されました。

当会経由でe-Taxによる提出は、証明書「メール詳細」を当会で発行可能です。
公的な控えが必要な方はe-Taxによる提出をご検討ください。



■ マイナンバーカードの便利な使い道

- ◆確定申告に必要な情報を、マイナポータルより閲覧・取得できます。
 - ・医療費の明細のダウンロード（2月9日以降に一年間の明細が取得可能の予定）
※保険診療分のみ対象です。
 - ・基礎年金、厚生年金の源泉徴収票のダウンロード
 - ・国民年金の控除証明書のダウンロード
- ◆確定申告の還付状況やメール詳細の受信ができます。
※国税庁ホームページとの外部連携の設定が必要です。



■ 配偶者控除、扶養控除の収入要件が変わりました。

配偶者や扶養親族に収入がある場合は、源泉徴収票等の書類をご用意ください。
詳細は「P.14税制の主な変更点等」を参照ください。

決算・申告サポートの日程

受付時間

	午 前	午 後
平 日	9:00～11:00	13:00～16:30
土曜日	9:00～11:30	

1月 1月5日(月)～1月10日(土) 1月13日(火)～1月31日(土)

来局順

来局順
(確定申告受付)

2月 2月2日(月)～2月28日(土)

事前予約制

3月 3月2日(月)～3月11日(水) 3月12日(木)～3月16日(月) 3月17日(火)～3月31日(火)

事前予約制

来局順
(確定申告受付)

予約優先

所得税申告期限
3月16日(月)

消費税申告期限
3月31日(火)



確定申告の日程は余裕を持ちましょう。

決算・申告サポートのご利用について

決算・申告サポートの予約

予約期間	令和7年2月2日(月)～令和7年3月12日(木)	
平 日	【午前】 9:00～11:00	【午後】 13:00～16:30
土曜日	【午前】 9:00～11:30	



電話で予約

TEL:03-3474-7564

電話受付：平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00



アプリで予約（予約日の2営業日前まで可能）

※担当職員の希望がある場合は、電話でご予約ください。



決算・申告サポートの流れ

受付

- 受付票の提出
 - 決算書又は集計表の提出（仮決算済の方を除く）
- ※決算書等の提出状況によりご案内の順番が前後します。

サポート

- 職員がデータ入力
- 完成した書類の内容を確認



提出

- 書類を再チェック、待合室で待機
- 確定申告書類控えの受け取り



申告に誤りがあったら...

修正が可能です。3月13日（金）までにご相談ください。

「メール詳細」が早急に必要な方は...

後日書類を発行します。サポート時にお申し付けください。

来局が難しい方は...

郵送やメールによるサポートも可能です。ご相談ください。

仮決算書等の事前提出について

事前提出のメリット

- ◆当日の「受付～サポート開始」を優先的にご案内します。
 - ◆事前に職員で書類をチェックするため、経費や書類の不備などをご案内できます。

事前提出できる書類

- ◆決算書又は集計表（一部未記入、未確定項目可）

- ◆確定申告に必要な証明書類等（一部のみでも可）
源泉徴収票・支払調書・控除証明書・医療費の明細等



書類の年度には気を付けましょう。

提出の流れ（詳細は自動返信のメールをご覧ください。）

★昨年に仮決算をご利用した方には別途メールにて提出をご案内します。

メールを送信

※ファイル添付は不要です。
宛先 : karikessan@shinagawa-aoiro.gr.jp
件名 : 仮決算申込み
本文 : 会員番号 : 氏名



読み取って
メールを起動

アカウントの発行

書類の提出

書類をシステムにアップロードし、提出完了です。
郵送またはFAX、直接提出も受け付けてます

確定申告書類の控えについて

提出書類控えの押印廃止

◆確定申告書類を書面で提出していた方

令和7年1月以降に税務署へ提出する書類については、受付印の押印が廃止となりました。

確定申告書類を書面で提出していた方には、後日返却していた書類がなくなりました。

(申告会の受付印が押印された控え書類は、従来通りお渡しします。)



◆e-Taxによる提出で証明書を発行

e-Taxで提出した場合には、提出した証明書「メール詳細」を申告会より発行することができます。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身のスマートフォンから「メール詳細」をダウンロードできます。

e-Taxの流れ



会員側の手続きはここまで

ここから申告会側で対応

e-Tax提出の締め切り

申告会よりe-Taxで提出する場合は、3月7日（土）までにサポートを終わらせてください。

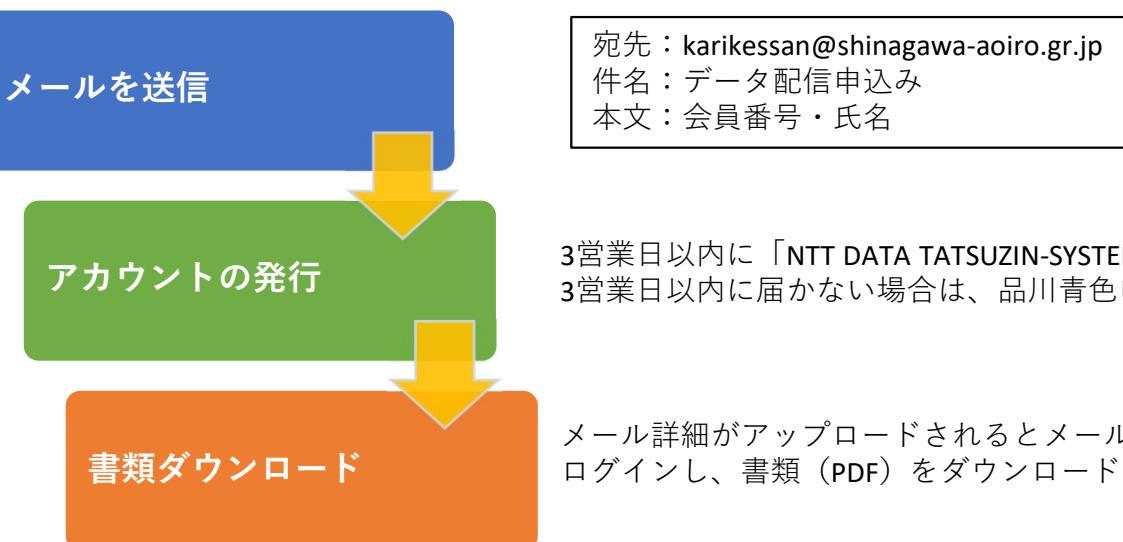
3月9日（月）以降については、受付状況によりe-Taxをお断りする場合があります。

マイナンバーカードを持参した方は、3月9日（月）以降もe-Taxによる提出手続きが可能です。

メール詳細配信サービス

仮決算提出のアカウントをお持ちの方は、4月以降に順次メール詳細がダウンロードできます。

アカウント登録の流れ



決算・申告サポート持ち物確認

1. 収入に関する書類

年度と氏名を必ず確認

収入区分	主な必要書類	発行及び問い合わせ先・備考
□ 事業	・支払調書等 ・棚卸表	・報酬等の支払元である会社等 ・棚卸表は材料・商品等の仕入がある場合必要
□ 共通 事業 不動産	・決算書の下書き ・固定資産税の明細 ・購入した備品の明細等 ・工事の明細等 ・借入金の返済予定表	・決算書の代わりに集計表でも可 ・品川都税事務所※ TEL:03-3774-6666(代) ・備品の購入金額10万円以上が対象 ・工事金額20万円以上が対象 ・借入先の金融機関
□ 給与	・源泉徴収票	・給与の支払者
□ 公的年金	・源泉徴収票 	・国民年金・厚生年金等 ⇒品川年金事務所※又はマイナポータル TEL:03-3494-7831 ・企業年金 ⇒勤めていた会社や厚生年金基金等 ・小規模企業共済の分割受け取り ⇒中小企業基盤整備機構 TEL:050-5541-7171
□ 生命保険等の個人年金	・支払通知書	・支払元の生命保険会社等 ・かんぽ生命の場合、最寄りの郵便局
□ 生命保険等の一時受取金	・支払通知書	・支払元の生命保険会社等 ・かんぽ生命の場合、最寄りの郵便局
□ 配当	・配当金計算書 ・特定口座年間取引報告書	・配当金が多数ある場合は別途集計表を作成 ・銀行、証券会社等
□ 株式等の売却	・売却に関する資料 ・当初購入に関する資料 ・特定口座年間取引報告書	・銀行、証券会社等 詳細はp.13参照
□ その他	・退職金を受け取った場合：源泉徴収票 ・土地建物を売却した場合：p.13参照	

※品川区在住でない方は、お住いの地区町村へお問い合わせください。

★確定申告書・決算書等は国税庁ホームページでも公開されています。
必要に応じてダウンロード・印刷等お願いいたします。



決算・申告サポート持ち物確認

2. 所得控除等に関する書類

控除区分	主な必要書類	発行及び問い合わせ先・備考
<input type="checkbox"/> 医療費	<ul style="list-style-type: none"> 医療費控除の明細書又は医療費通知 セルフメディケーション税制の明細書 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費通知はマイナポータルより取得可能
<input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者 医療保険	<ul style="list-style-type: none"> 支払金額のわかるもの 保険番号のわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険 ⇒品川区役所※ TEL:03-3777-1111(代) 組合健保等 ⇒加入している組合
<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 国民年金基金	<ul style="list-style-type: none"> 控除証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 品川年金事務所※ TEL:03-3494-7831
<input type="checkbox"/> 小規模企業共済	<ul style="list-style-type: none"> 控除証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業基盤整備機構 TEL:050-5541-7171
<input type="checkbox"/> 生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 控除証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 契約先の保険会社
<input type="checkbox"/> 地震保険	<ul style="list-style-type: none"> 控除証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 契約先の保険会社
<input type="checkbox"/> 寄附金	<ul style="list-style-type: none"> 寄付金の領収書 ふるさと納税の証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附した自治体、団体 ふるさと納税ポータルサイト
<input type="checkbox"/> 障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> 各種手帳や認定証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 品川区役所※等
<input type="checkbox"/> 配偶者控除 <input type="checkbox"/> 扶養控除 等	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者、扶養親族の収入が確認できる書類 別居の場合、住所のわかるもの（国外の親族を扶養にする場合は、p.14参照） 	
<input type="checkbox"/> 住宅ローン控除 (特定増改築等)	<p><初年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（品川区役所※） 土地建物の登記簿謄本（法務局） 売買契約書の写し 住宅取得等資金に係る借入金の年末残高証明書（借入した金融機関） 省エネ住宅等に該当する旨の証明書（新築、中古の省エネ住宅の場合のみ） <p><2年目以降></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅取得等資金に係る借入金の年末残高証明書（借入した金融機関） 前年の計算書の控え 	

※品川区在住でない方は、お住いの地区町村へお問い合わせください。

税金よ
消えて無くなれ！



決算・申告サポート持ち物確認

3. その他必要書類等

必要書類等	発行及び問い合わせ先・備考
<input type="checkbox"/> あおいろ受付票	・必要事項を記入した上でご持参ください。
<input type="checkbox"/> マイナンバー	・詳細はp.12を参照。
<input type="checkbox"/> 確定申告のお知らせ	・詳細はp.12を参照
<input type="checkbox"/> 予定納税の金額が分かるもの※	・確定申告のお知らせ又は予定納税の通知書等
<input type="checkbox"/> 口座情報、銀行印※	・納付税額が見込まれ、振替納税の手続きをしていない場合
<input type="checkbox"/> 還付金の受取先口座情報※	・税額が還付される見込みのある方
<input type="checkbox"/> 過去三年分の決算書・申告書	

※該当者のみ

4. 消費税確定申告の必要書類等

令和7年中にインボイスの登録をした方

令和7年中にインボイス登録をし、消費税の申告が初めての方は、登録日～12月31日の期間の集計が必要です。
また、仕入れがある方は、登録日前日時点における在庫の棚卸表をご用意ください。

必 要 書 類 等	備 考
<input type="checkbox"/> 売上を税率ごとに区分した集計表 <input type="checkbox"/> 経費を税率ごとに区分した集計表 ※簡易課税、2割特例適用の方は不要	次の区分に集計 ◆消費税率10% ◆消費税率8%（対象となるものは下記参照） ◆消費税がかからないもの ◆インボイス番号のない領収書の経費
<input type="checkbox"/> インボイス登録番号	インボイスの登録申請をした方のみ



消費税率8%の例

◆売上 <ul style="list-style-type: none">飲食料品の売上（酒、店内飲食を除く）飲食店業のテイクアウト、弁当販売等の売上飲食店業の出前やデリバリーによる売上	◆経費（主に仕入、接待交際費等） <ul style="list-style-type: none">酒以外の飲食料品の仕入れ会議や打合せで購入した飲食料品手土産、お歳暮等で購入した飲食料品週2回以上による定期購読の新聞
---	--

確定申告の重要な書類

1月中旬～下旬頃に税務署より「確定申告のお知らせ」がハガキ又は封書にて届きます。
確定申告に重要な情報が載っていますので、必ずご持参ください。

※前年税務署に直接確定申告書を提出した場合は届かない場合があります。

届いた方は必ずご持参ください！

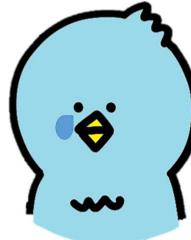
確定申告のお知らせ



<重要な情報>

- ・利用者識別番号
- ・予定納税額
- ・振替金融機関 等

捨てないで…



マイナンバーの提出

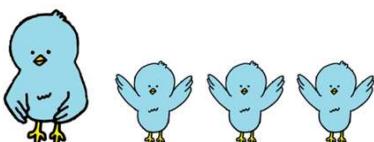
税務署へ提出する確定申告書等の書類には、マイナンバーの記載が義務付けられています。

◆確定申告書をe-Taxで提出する場合

本人



配偶者
扶養親族



マイナンバーのわかるもの（メモ、写真可）

※ただし、3月9日（月）以降は本人のマイナンバーカードが必要

◆確定申告書を書面で提出する場合

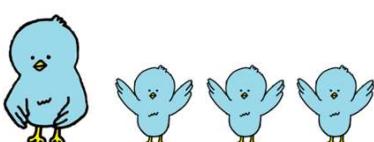
本人



マイナンバーカードのコピー
又は

通知カード+顔写真付き証明書のコピー

配偶者
扶養親族



マイナンバーのわかるもの（メモ、写真可）



通知カード（見本）



マイナンバーカード（見本）

特殊な取引を行った場合

土地・建物の売却を行った場合

事前に税務署にて「譲渡所得の内訳書」を作成してください。

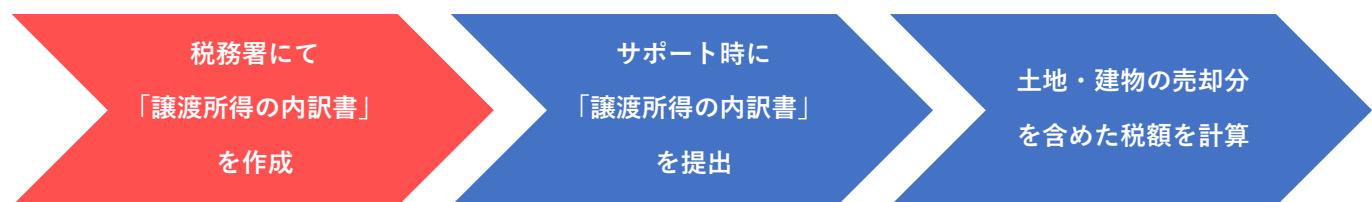
「譲渡所得の内訳書」の作成は、令和8年1月5日以降税務署でご相談できます。

◆必要な書類

- ・売却時の売買契約書
- ・購入時の売買契約書、登記費用等の領収書
- ・前年の決算書控え（事業用資産を売却した場合）
- ・仲介手数料等の領収書
- ・相続税の申告書（相続した物件を3年以内に売却した場合）

※相続で取得した物件の場合は、当初購入した時の資料が必要です。

資料がない場合は、一般的に売却額の約2割（住民税含む）が納税額になります。



株式等の売却を行った場合

◆特定口座の場合の必要な書類

- ・特定口座の年間取引報告書



◆一般口座の場合、非上場株式を売却した場合の必要な書類

- ・売却金額、株数のわかる資料
- ・購入金額、株数のわかる資料
- ・付随費用（売却手数料等）のわかる資料



◆NISA口座の場合の必要書類

NISA口座内の取引は非課税の為、確定申告不要です。

先物取引や暗号資産（ビットコイン等）、金等の売却を行った場合

◆必要な書類

- ・売却金額のわかる資料又は損益のわかる資料
- ・購入金額のわかる資料
- ・付随費用（売却手数料等）の金額がわかる資料

※暗号資産は、他の暗号資産と交換した場合でも課税されるので注意！



貯め置き金
おかないと

税制の主な変更点等

令和7年分確定申告に影響する改正

基礎控除額の改正

合計所得金額が2,400万円以下の方の控除額は一律48万円でしたが、次のようになりました。

- ・合計所得金額132万円以下：95万円
- ・合計所得金額132万円超336万円以下：88万円

以降段階的に控除額が減額されていきます。詳細はお問い合わせください。

給与所得の改正

給与所得控除額の最低保障額が55万円から65万円になりました。

基礎控除の改正と合わせると給与収入160万円までは所得税は発生しません。

※住民税が発生しない範囲は給与収入110万円以下です。

配偶者控除等の要件の改正

上記改正に伴い、配偶者控除、扶養控除等の適用を受けるための収入要件が次のようになりました。

- ・改正前：給与収入103万円相当額以下（合計所得金額48万円以下）
- ・改正後：給与収入123万円相当額以下（合計所得金額58万円以下）

19歳以上23歳未満の扶養控除の改正

年齢19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合の扶養控除額63万円の収入要件が次のようになりました。

- ・改正前：給与収入103万円相当額以下（合計所得金額48万円以下）
- ・改正後：給与収入150万円相当額以下（合計所得金額85万円以下）

※給与収入150万円超は段階的に控除額が減額されていきます。

高所得者に対する課税の調整

その年分の基準所得金額が3億3,000万円を超える場合、一定の税額調整がされることとなりました。

令和7年分確定申告の留意事項

◆インボイス制度

インボイスの登録をした方は、登録を取りやめない限り、毎年消費税の確定申告が必要となります。

◆扶養控除等の収入要件の変更

今年分の申告より収入要件が大きく変わります。配偶者や扶養親族に収入がある場合は、源泉徴収票等の収入が確認できる書類をご用意ください。

◆国外在住の扶養親族

国外にお住いの親族を扶養控除に入れるためには、次の書類が必要です。

- ・親族関係書類…現地の戸籍謄本など（日本語に翻訳したものが必要）
- ・送金関係書類…送金金額38万円以上の銀行等が発行する証明書（30歳未満の親族等については不要）

◆特定口座内の株式等の売却や配当金等の申告について

前年以前の損失の繰越等で特定口座内の株式等の売却や配当金を申告する場合、次の事項に注意が必要です。

- ・合計所得金額が増えることにより、健康保険料、介護保険料が増加する可能性
- ・合計所得金額が増えることにより医療費負担額が増加する可能性
- ・合計所得金額が増えることにより配偶者控除等の計上が不可になる可能性



一般社団法人 品川青色申告会
〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32品川税経会館1F
TEL:03-3474-7564 FAX:03-3458-2616